日本比較法研究所 2022 年度共同研究

37. (Gno.88) 紛争解決における「テクノロジーと法」に関する研究

代表:小林 学

2021/02/19 (承認) 2021 年度 (開始)

【研究の目的】

市場においても、行政府や司法 においても、IT 化が急速に進行しつつある。この研究会の目的は、 紛争解決場面における「テクノロジーと法」に関わる論点について、比較法的な視点から、考察を行う ことにある。

【研究活動及び成果】

総括

本共同研究 G は、発足後 2 年を経過しているが、コロナ感染症の蔓延状況による諸々の影響から、個々のメンバーのリサーチとともに、メンバー内でのメールベースでのやり取りを重ね、共同研究 G としての方向性を共有している。このように 2 0 2 2 年度においては、共同研究グループとしての活動、そして、成果につなげてゆくためのベースとなる作業に徹した。